

## 神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付の資金交付等業務に係る委託 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1. 業務の目的

母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労などによる自立の促進を図ることを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 委託業務名

神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付の資金交付等業務

#### (2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 委託契約期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日

#### (4) 委託金額の上限

21,400,000円（消費税及び地方消費税含む）

（委託金額の内訳）

①貸付金 14,400,000円（消費税・地方消費税含む）

（単価 40,000円×60世帯×6ヶ月=14,400,000円）

②事務費 7,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

#### (5) 履行場所

神戸市が認める場所及び神戸市ひとり親家庭支援センター

#### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、神戸市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

①貸付金(14,400,000円)は、契約締結後、受託者の請求に基づき貸付金の半分(7,200,000円)を概算払い。残りの貸付金(7,200,000円)は、受託者の請求に基づき令和3年12月28日までに概算払い。業務完了後、神戸市の検査を経て、受託者の実績報告に基づき精算する。

②事務費は、検査終了後、請求に基づき支払う。

#### (3) 契約に関する細目

別紙 委託契約約款 参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (7) 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、貸金業法（昭和 58 年法律 32 号）第 3 条に規定する登録を受けていること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。

5. 事業者選定スケジュール（予定）

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 募集要領の配布開始日 | 令和 3 年 8 月 12 日（木曜）から           |
| (2) 質問受付期限     | 令和 3 年 8 月 19 日（木曜）午後 5 時まで（必着） |
| (3) 質問への回答     | 令和 3 年 8 月 26 日（木曜）（予定）         |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 3 年 9 月 1 日（水曜）午後 5 時まで（必着）  |
| (5) 審査委員会の開催   | 令和 3 年 9 月上旬（詳細は別途、応募者に通知）      |
| (6) 選定結果の通知    | 令和 3 年 9 月中旬（別途、審査委員会出席者に通知）    |
| (7) 契約締結       | 令和 3 年 10 月 1 日（金曜）（予定）         |

6. 実施要領等に関する質問

(1) 受付期間

令和 3 年 8 月 12 日（木曜）～令和 3 年 8 月 19 日（木曜）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式第 4 号）に質問事項を記入し、下記担当課宛に E メールで提出すること。件名は、「神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付の資金交付等業務に関する質問」とする。なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。

【担当課】神戸市こども家庭局家庭支援課

E メール：ks\_kateiyougo@office.city.kobe.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について本要領を掲載したホームページに、令和3年8月26日(木曜)までに掲載する。なお、質問者名は、公表しない。

(4) その他

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年9月1日(水曜)午後5時(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配による紙資料の提出とする。

※持参の場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時~正午、午後1時~午後5時とし、事前に電話連絡をすること。

※郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法によること。

(3) 提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階  
神戸市こども家庭局家庭支援課

(4) 提出書類 以下に掲げる書類を各1部

①参加申請書(様式第1号)

②公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)

③事業経歴書及び業務報告書(直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載)

※任意様式

(決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可)

④法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村民税の各納税証明書(直近1年分)

※未納がないことが証明できる納税証明書によること。

⑤神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式第3号)

※日付・会社名・所在地・代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

⑥見積書(A4片面、縦・横不問)

・見積書には、件名、見積もり年月日、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先(担当者の氏名及び電話番号)を記載すること。

・見積書は、事務費に係る経費のみを計上すること。

・事務費については、業務に係る作業項目の内訳(数量・金額)を明記の上、それぞれの費用の額、及び総額、消費税及び地方消費税を含めた費用の総額を記載すること。

・費用総額は、本募集要領に定める委託金額(事務費7,000,000円)の上限までとする。

⑦企画提案書

・様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載すること。

i 業務実施方針

ii 業務実施計画

iii 実施体制

- iv 業務実施内容
- v 同種業務の実績
- vi その他（仕様書の記載されている内容以外の独自提案）

## 8. 選定に関する事項

### (1) 選考方法

本企画提案の審査は、「神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付等業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）が行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。審査委員は、以下の審査基準に沿って応募者によるプレゼンテーション及び企画提案書の審査を行う。

合格点が 60 点未満の場合は契約候補者として選定しない。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査委員会にて協議のうえ、契約候補者を選定する。

### (2) プレゼンテーション企画提案書の審査

#### ①日時

令和 3 年 9 月上旬（予定）（詳細は別途、応募者に通知する。）

#### ②場所

神戸市役所こども家庭局が指定する場所

※オンラインで実施する場合がある。

※応募者多数の場合は、事前審査（書類選考）を行う場合がある。

### (3) 審査基準

審査項目		内容	配点	
1	業務実施方針	本業務の目的を理解し、業務実施方針が提案されているか。	×2	10
2	業務実施計画	業務を効率的に実施するためのフロー、実施スケジュールが示されているか。	×2	10
3	体制	人員配置計画、勤務体制は妥当か。	×2	10
	個人情報保護	個人情報の適正な保護の方針等が示されているか。	×2	10
	会計事務	適正な事務遂行のための会計処理の管理方法が具体的に明記されているか。	×2	10
4	業務実施内容	相談業務への対応	×2	10
	貸付金の支出業務	貸付金の支出について、具体的な実施方法が明記されているか。	×2	10
	報告業務	連絡及び報告の実施方法が具体的に記載されているか。	×2	10

5	業務実績	過去に同種・類似の事業を遂行した実績があり、業務遂行能力があるか。	5
6	地元発注	・地元企業（本社を市内に有する者）10点 ・準地元企業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者）5点 ・その他0点	10
7	その他	本業務の効果を高めるために、独自の具体的な提案がなされているか。また、その内容は妥当か。	5
	合計		100

(4) 評価基準

基準点については、下記の通り1～5の評価を行う。それぞれの重点審査項目には乗数を掛け合わせる。

基準点	評価内容
5	特に優れている
4	優れている
3	普通
2	やや不十分
1	不十分

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果については、令和3年9月中旬を目途に、全ての応募者に文書で通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査委員会の委員又は神戸市職員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽又は違法な行為の記載を行うこと。
- (5) 企画提案書に記載された本業務担当者が担当できないことが明らかになった場合。ただし、やむを得ない合理的な理由があると神戸市が認める場合を除く。
- (6) 「4. 応募資格」に定める資格の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (8) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

10. 契約の締結

- (1) 契約候補者の企画提案に基づき、契約候補者と神戸市との間で最終的な仕様等について協議・調整を行った上で、委託契約を締結する。(契約候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)
- (2) 提案が採択された場合でも、契約完了までは「委託予定先」としての位置づけとなる。な

お、実施の準備行為等に係る経費が発生していても神戸市に請求することはできない。

#### 11. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め審査委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定以外の目的で、応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は、無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、審査委員会への参加を辞退する場合は、速やかに連絡すると共に「参加辞退届」（様式第5号）をEメールにて提出すること。
- (8) 提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。
- (9) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

#### 12. 問い合わせ先（提出先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階  
神戸市こども家庭局家庭支援課ひとり親家庭支援担当  
TEL：078-322-0249  
Eメール：ks\_kateiyougo@office.city.kobe.lg.jp